

知って
おきたい

暮らしとお金のいろは

第1回

Q 最近、新聞や雑誌で相続税が増税になるという内容をよく見ます。自宅と銀行預金、若干の運用商品等の資産でも相続税はかかりますか？
(60代 男性)

A 基礎控除額の引き下げでいわゆる中流階層や一般の方の負担が増加！

2015年1月1日から適用される税制改正で影響が大きいのは、「基礎控除額の引き下げ」です。基礎控除額とは、相続財産から差し引くことができる非課税枠のことです。現行は「5000万円＋1000万円×法定相続人の数」ですが、相続税改正後は「3000万円＋600万円×法定相続人の数」が非課税枠となります。仮に、相続財産が自宅(土地+建物)3000万円と現預金等(預金・株・投資信託等)3000万円で被相続人を相談者本人、妻と子供2人とした場合、現行では「5000万円＋1000万円×3人」つまり8000万円までが非課税となります。

しかし、改正後は「3000万円＋600万円×3人」になるため、非課税枠は4800万円となり、差し引き1200万円に対して相続税が発生する可能性があります⇒**図参照**。

今まで、「うちの財産なんて土地と建物くらいで、現金なんて、そんなにないから大丈夫」と思っていた人や、長く続いた景気低迷によって、「塩漬け」にしていた株等を持つている人も注意が必要です。最近の株価上昇で、気がつかないうちに「相続税課税対象者」になっているかもしれません。

大切な家族が相続税を払うことにならないうちに早い段階で現状を把握し、適切な準備対策をすることが重要です。もしも、身近に税理士やFP(ファイナンシャルプランナー)がいたら、一度相談してみるのも良いでしょう。

2013年7月現在の税制。税率にもつき作成しております。税制税率は将来変更されることがありますので「注」欄をご覧ください。また、個別の「税務」に関する取り扱いは、税理士または所轄の税務署にて確認してください。

基礎控除の引き下げ	
相続財産	
基礎控除額	
現行	課税対象額 $5000\text{万円} + 1000\text{万円} \times \text{法定相続人の数}$
	基礎控除は大きく減少
改正後	課税対象額 $3000\text{万円} + 600\text{万円} \times \text{法定相続人の数}$

協力 募集代理店(株)ファミリーライフクラモチ 大森 健一さん

大森健一さんプロフィール 独立系FP事務所(株)ファミリーライフクラモチ所属
AFP・住宅ローンアドバイザー資格者 資格を活用しセミナー講師・個別相談等を実施